

アジアヘッドクォーター特区と  
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区  
の特区間連携

# 「総合特区制度」の概要

総合特区制度

=

新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

## ①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成



## ②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

### (1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、区域限定で実施  
⇒ ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする  
⇒ 地域主権改革を加速する突破口

### (2)税制上の支援措置

#### ①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減  
(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)  
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

#### ②地域活性化総合特区

- 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除  
⇒ 地域の志のある資金を「新しい公共」へ結集

(3)財政上の支援措置：関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完 (H24予算：138.4億円)

(4)金融上の支援措置：利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設 (H24予算1.6億円)

# 総合特別区域基本方針の一部変更について(平成24年7月27日閣議決定)

## 背景

昨年の閣議決定以降、総合特区制度を運用している中で、総合特別評価・調査検討会等からの指摘事項等を踏まえ、事務局内において検討・見直しを行ったこと、及び国と地方の協議の結果、総合特区において新たな規制の特例措置の活用が可能となったこと等により、一部変更を行うもの。

## 変更後の基本方針のポイント

### I 【環境未来都市型総合特区について】

「新成長戦略(平成22年6月閣議決定)に位置づけられている「環境未来都市」構想について①及び②の要件を満たす場合、総合特区基本方針上、環境未来都市型総合特区として取り扱い、支援措置を実施することにより、政策課題の解決に向けたより効果的な事業の実施を推進する旨を明記(第一の4)。

- ① 総合特区基本方針第一の4に記載されている分野のうち、少なくともア)グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略及びイ)ライフ・イノベーションによる健康大国戦略の2つの分野について、国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区の指定を受けているもの
- ② 内閣総理大臣が「環境未来都市」の選定をしたもの

### II 【特区間の連携について】

複数の特区間において取組の連携を図るため、類似する政策課題を有する特区や近接する特区等の取組が相乗効果を生むよう、特区間の連携や情報交換を行う旨を明記(第一の4)。

### III 【総合特区の評価の対象の明確化について】

総合特区の毎年度の評価に当たって、地域の責任ある関与(地域独自の税制・財政・金融上の支援措置等)、規制の特例措置や財政・税制・金融上の支援措置の活用状況、地方公共団体が策定した数値目標の達成状況等を総合的に評価する旨を明記(第二の5)。

※ 年度末の評価プロセスに加えて、適切な進捗を図る観点から、事務局によるコンサルティングを行うほか、評価・調査検討会委員等による現地調査を実施する。

### IV 【取組が不十分な場合の対応の明確化について】

認定地方公共団体における取組が不十分な場合、総合特区推進調整費の配分額の縮減等や指定の解除などができることを明記(第二の5)。

### V 【指定済みの総合特区に係る区域変更について】

総合特区に指定後、区域変更に係る申請があった場合、総合特区推進方針に沿うものとされた場合は、評価・調査検討会における調査・検討を要しないものとする旨を明記(第三の4)。

### VI 【指定時における留保条件の付与について】

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれても、取組等に係る熟度が一部不足している場合、当該部分については、内閣総理大臣が指定に際して留保条件を附することができる旨を明記(第三の4)。

### VII 【総合特区計画の記載事項について】

認定申請書において、個別の規制の特例措置の適用を想定している区域として、総合特区の区域内に内含される、より小さな区域が設定されている場合、計画認定時にその内容について別紙に記載する旨を明記(第四の1)。

### VIII 【国と地方の協議の結果、新たに総合特区において活用が可能となった特例措置等の追加について】

新たに総合特区で実現可能となった規制の特例措置及び全国において実施することとなった規制改革の内容等を定めた別表を追加(別表2・3)

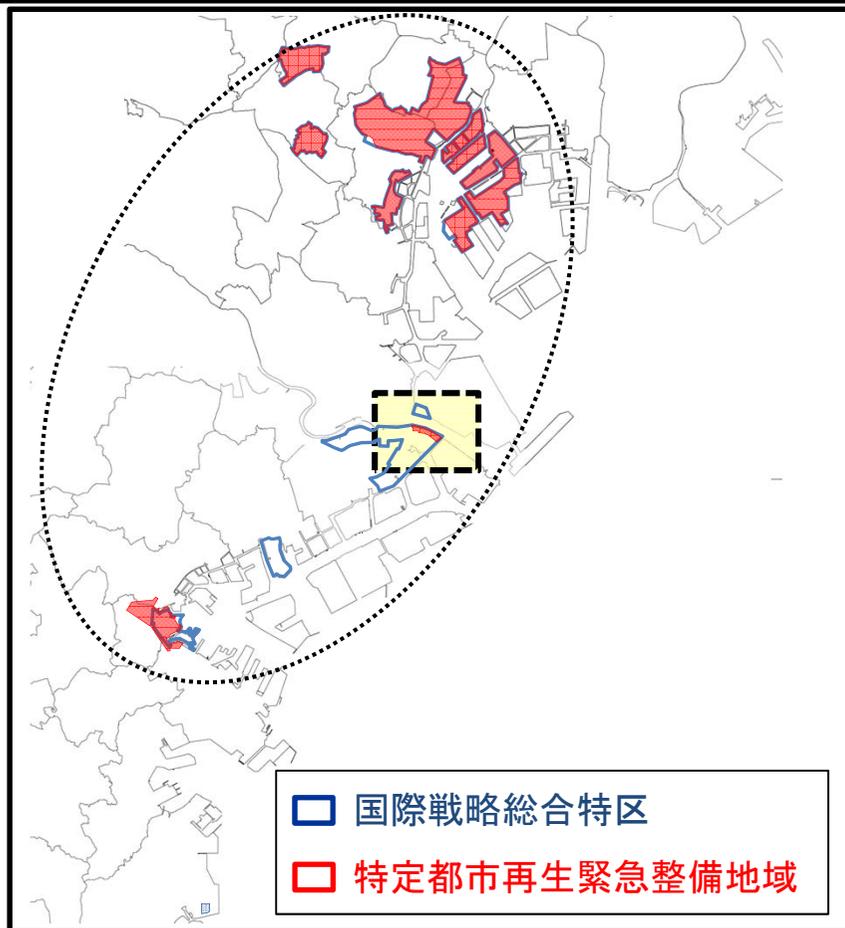
# アジアヘッドクォーター特区と京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区の連携

日本の成長戦略に資する国際競争力の強化及び  
そのために必要となる羽田空港の機能強化や都市インフラの整備を促進

**アジアヘッドクォーター特区【25.9km<sup>2</sup> 5地区】**  
**(東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、  
 新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、羽田空港跡地)**  
 ・アジア地域の業務統括・研究開発拠点、その他の  
 外国企業の誘致



**京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区  
 【9.7km<sup>2</sup> 5地区】**  
**(川崎殿町・大師河原地域、横浜都心・臨海地域等)**  
 ・グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の  
 開発・製造 と健康関連産業の創出



## 【想定される両特区の連携事業及び事業効果のイメージ】

- ・京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区で取り組む医療機器の開発・改良等に向けて、特区内で実施される研究開発側のニーズと、大田区のものづくり企業が持つシーズをコーディネートし、医工連携の促進、製品開発速度の向上をめざす。
- ・京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区への外国人研究者の誘致・誘導による、ワールドワイドな研究促進・交流促進の実施には、国際的な学会誘致などMICEの観点も重要であり、空港跡地・東京臨海部等の産業交流拠点・MICE拠点との相乗効果の創出をめざす。
- ・行政区画にとらわれない、国際拠点空港としての羽田空港を中心とした戦略的な都市インフラ整備を実施することにより、日本の成長戦略に資する国際競争力の強化をめざす。

## 【総合特別区域及び都市再生緊急整備地域の5年後(平成27年度)の経済効果等】

区域名	経済効果(億円)	雇用創出効果(人)
【総合特区】アジアヘッドクォーター特区	9,608	90,000
【総合特区】京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区	5,034	8,400
【都市再生】都市再生緊急整備地域(6地域)	8,836	64,000



## 本検討会の検討項目(案)

- 国際競争力の強化を図る上で当該エリアの目指す方向・目標の明確化
  - ・国際競争力の強化を目的とした施策
    - 総合特別区域法、都市再生特別措置法等
  - ・当該エリアの現状、課題、取組状況
    - 当該エリアにおける現状、課題、取組状況の整理  
(効率的・戦略的な企業誘致の必要性、MICEの整備の必要性、インフラの整備の必要性等)
- 効率的・戦略的な企業誘致・企業間連携について
  - ・国際競争力の強化の観点から、効率的・戦略的な企業誘致・企業間連携に当たっての課題と当該課題の解決に必要な環境整備の方向性
    - 現在どのように企業誘致を進めているのかを整理するとともに、企業誘致・企業間連携に当たっての課題の整理・検討を行う。
    - 上記において整理された課題について、特区间ごと連携して効率的・戦略的な企業誘致・企業間連携を進めるための情報共有のあり方、PRの進め方等必要な環境整備の方向性について検討を行う。
- オフィス、研究開発拠点、国際交流拠点(MICE)・産業交流拠点の整備について
  - ・国際競争力の強化の観点から、当該エリアのオフィス、研究開発拠点、国際交流拠点・産業交流拠点の整備がどのように進められており、当該エリアに必要な施設が何かについて整理・検討を行う。
  - ・整備に当たって、整備の進め方、どのエリアに重点的に整備すべきか、支援制度のあり方・活用方法等について整理・検討を行う。
- インフラ(道路、空港、港湾、鉄道等)の整備について
  - ・国際競争力の強化の観点から、インフラ整備がどのように進められており、当該エリアに必要なインフラが何かについて整理・検討を行う。
  - ・整備に当たって、整備の進め方、どのエリアに重点的に整備すべきか、支援制度のあり方・活用方法等について整理・検討を行う。